

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷六十二第

行發日一月五年三和昭

## 論叢

動的資本と租税公正難 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

臺灣の小作制度 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

財産生命保險 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

## 時論

支那の國民主義革命 . . . . . 文學博士 矢野 仁一

## 說苑

助郷と農民の生活 . . . . . 經濟學士 大山敷太郎

草津宿に於ける助郷に就いて . . . . . 經濟學士 黒羽兵治郎

## 雜錄

幣制の紊亂に基く百姓一揆 . . . . . 經濟學士 黒正 巖

地理的認識の性質について . . . . . 經濟學士 菊田 太郎

(禁轉載)

## 草津宿に於ける助郷に就いて

黒羽 兵治 郎

### 緒 言

中井登庵その著「とはすがたり」(享保十三年の著述)に當時の農民生活の慘狀を述べて曰く「民くさのこどしげき、見るもなかくむづかし。かやが軒ばに雨も嵐もふせぎかね、わがこもだれのうち煙にふすぼり、うちぬるも牛馬に床をならべ、妻などはよもぎのかしらかきみだせる、たゞ聲のみぞをのこならぬ兒のおほきなるちいさき、うえたりさむしなどいふこゑいごかしまし。おほしたてたるたなつものもおほやけにいだしつくせばその味をしることなし。きぬをるところも、いごのいろいろやうるはしくをりなしてもあたひいやしくして上へめされ、あき人へうるも其幾分をか上へさぐれば殘るものいくばくぞ。さてをのれはつれをきたり、さるうへにこゝへたり、こゝのゑだちかしこの公事といふ事さへくはれば、つゐにかしらの霜をのみわがものとし、ておもひ出もなき世をわたるめり」云々<sup>1)</sup>と。

徳川時代に於ける一般農民の生活が如何に悲惨なものであつたか、及びその根本的原因が果して何處に在つたかは今更想説するまでもなきところである。「農は納なり、貢を納るが専一の心

1) 「温知叢書」第六編四〇八、四〇九頁

得なり』農民は唯命せらるゝがまゝに黙々として租税を納むべきものだときめられてしまつてゐた。當代政治の要道は一に農民を最大限度まで搾取することにかゝつてゐた。「本佐録」の言葉を以てするならば「一年の入用作食をつもらせ其餘を年貢に收べし、百姓は財の餘らぬ様に不足なき様に治る事」これその道なのである。然し乍ら農民階級に對する武士階級の搾取は屢々此の限度を越え、甚しきに至つては租税の前納が強制せられ、一二年にして既に五六年分の租税を納るに至れるが如き地方もありしといふ。この納租以外更に何ものかあつて、農民の負擔となるにおいて彼等が生活窮迫の度は彌が上にも増し行かざるを得ないのである。以下私についてのべんとする所は事實農民をして非常の苦痛を感せしめたるかの助郷である。茲に私は東海道草津宿(現在滋賀縣栗太郡草津町大字草津)におけるその事例についてのぶるであらう。

## 一 助郷の意味と其の區別

助郷なる言葉には二様の意味がある。一は宿驛に於ける人馬の不足を補充する郷村の意味であり、他はそれより派生せる當該課役の意味である。

分裂甚しかりし戰國の世も略こゝに統一せらるゝに至つた徳川時代の初めには、なほ士人強健風俗簡易、往來の從僕は皆その所領譜代の農民を用ひ、武器雨具の外には別に無用の調度を携へず、全く戰國行軍の餘風を存してゐたが、昌平の世の打ち續くと共に漸く前代實質の風は失せて華美となり、交通従つて又多大となり、當時全國主要街道の宿驛に常備する人馬のみを以てして

2) 「士農工商心得草」〔通俗經濟文庫〕卷六、三一—一頁

3) 「日本經濟叢書」卷一、一九頁

4) 本庄博士「近世農村問題史論」七九頁以下

は澁滞なく之を繼立つることが困難となつて來たのであつた。斯くて宿驛附近の郷村より公私領の別なく勤高(又助郷高ともいふ。幕府の指定する所にかゝる)に應じて其の不足人馬を徵發するに至つたのである。助郷は即ちその郷村であるが、やがて此課役をも助郷といふに至り、隨つて助郷村助郷役なる言葉をも生じた。本稿中私も便宜此等の語を用ひる。然し時に私が唯助郷ごのみいふ場合には一應之を助郷村の意味において用ひてゐるものである。

一概に助郷といふも、實は其の中に若干の區別さるべきものがある。而して夫等は必要に迫られては漸次幕府の設定し來れるものであるが、其の各について今日與へられてゐる説明は必ずしも一致を見ない様である。その何に基因するやは遽に判知し難いが、少くともその主たる原因の一として當時實際の用語例が必ずしも一の正確なる基準によつてゐないことを擧げうと思ふ。此處に私の與ふる説明もなほ誤謬を含むであらう。唯管見にかゝる實例が、一まづ之によりて支障なく説明されうるといふに止まる。

(イ) 定助郷(定付、定助、本助郷、助郷)は次に述ぶる大助郷と共に最も古くより宿驛に於ける人馬の不足を補助するために指定されて居たものである。定助郷は平時補助の義務を負ふ。享保十年後に至つては上記諸別名の外になほ「古郷」の稱呼をも生せしもの、如くである。蓋し後年種々なる新名目の下に指定されたる助郷を「新郷」といふに對するであらう。

(ロ) 大助郷(大付、大助)は行旅多大の場合、定助郷の外に臨時宿驛補助の人馬を出勤せしむるものである。勢ひ大助郷は定助郷に比して宿驛より遠方に在つた。然し事實は前者との別も然

1) 馬虎生氏「驛制通考」  
 2) 「古事類苑」政治部四、一二三五頁以下。「大日本和稅志」卷之五十四(昭和二年復刻本第三冊、一八二頁)。「地方凡例錄」卷六(「日本經濟叢書」卷三一、三六二頁以下)。「大日本帝國驛遞志稿」四一頁以下。本庄博士「近世農村問題史論」一五〇頁以下

かく截然とは立て難いのであつて、大助郷には其の實定助郷なるものも存して居た。通行増大の結果享保十年大助郷を廢して一に定助郷とした。之を打込定助といふ。

(ハ) 増助郷(増助、加助郷)は本來は從來の助郷村のみを以てしては其負擔の重きに過ぐるに至れるがため、之が輕減の目的を以て追加せられたる助郷である。或は此の中に含めらるゝことあり或は次にのぶる代助郷の中に含めらるゝことあるも、特に獨自の名稱を有するものに

(ニ) 加宿助郷(宿附助郷、宿餘荷助郷)といふのがある。之は宿立人馬減勤理合せのための助郷である。夫故此意味の助郷はその實質に於て加宿と選ぶ所を有しない。なほ宿驛經費補助のための助郷も此の名を以て呼ばれてゐる。

(ホ) 代助郷は或る助郷につき災害疲弊等によつて、その助郷役の一部又は全部の休役或は免除が行はるゝとき、其の代勤を仰付けられたるものである。代助郷の代勤をなすもの亦代助郷といふ。

(ヘ) 特殊代助郷と見るべきものにして無名のもの。之は代助郷の場合と同様或る助郷村につき、その助郷役の一部又は全部の休役或は免除が行はるゝとき、之を總助郷村にて分割負擔する場合である。夫故別に新に助郷役を課せらるゝものがある譯でなく、他の何れの場合とも異り助郷村の増加を來さない。

(ト) 當分助郷は幕末に其の例多きものである。其の仰付の理由は一にして止らないが、其の主たるものにつき之を要約すれば「御用御多端に付當分の間助郷役を仰付く」といふにある。蓋し

當分助郷の名の起る所以である。此の中には或は昔日の大助郷の實を具ふるものあり、或は増助郷あり代助郷あり加宿助郷あり、後三者は又夫々當分増助郷、當分代助郷、當分加宿助郷とも呼ばれてゐる。

以上私は略其の指定の時間的順序に従ひながら助郷の區別を説明して來たが、かうして一見雜然たる説明も之を定助郷大助郷の區別の廢止、増助郷の追加、代助郷の代勤、さては幕末數多の當分助郷の指定を讀みとるにおいては、其處に助郷村の疲弊と助郷役の過重とが、かなり鮮明に反映されてゐることを一言注意しておき度いと思ふ。草津宿助郷村の沿革に就いては後掲一覽表の参照をのぞむ。私は其處に略遺漏なくその沿革を示しておいたつもりである。なほ上述の説明そのものに關しては識者の叱正を切望してやまぬ。

## 二 助郷村の沿革と其の範圍

徳川時代迄の事は姑く措く、宿驛々遞補助のために沿道の農村より人馬の課徴さるゝことは、慶長十一年既にその事例を見ると言はれてゐるが、凡そ貞享の頃までは宿驛の助郷をこるもの、何れも封境又は國郡を限界とせるため、往々交通滯滞宿驛難儀の弊があつた。元祿二年之を改めて宿驛近傍の鄉村を擇び其の附屬を定めしめたるも抄らず、七年再び令してその劃定を見た様である。降つて慶應三年十月幕府の崩壞に至るの間全國に亘る助郷村の異動は享保二年助郷村配布の更正を除いては他に之を見なかつた様であるが、各宿助郷村については屢々異動せしめざるを

1) 柴謙太郎氏「傳馬」(「經濟大辭書」二七八四頁)

2) 「驛選志稿」四四頁、「同考證」一九八、一九九頁二〇〇、二〇一頁

3) 「驛選志稿」四九頁、「同考證」二二七頁

得なかつた。次にかゝるは草津宿助郷村に關する一覽表である。之によつてその沿革もまた明であらう。

東海道草津助郷一覽表

助郷指定の年月日	助郷指定の理由	助郷村	助郷の區別	期	限	勤位	高	助郷總勤位	高
享保十年十一月	定助郷大助郷向後此區別廢止	同	定助郷	無	期	限	ク	ク	ク
寶曆九年三月	栗太郡岡村風水害困窮一部休役	栗太郡二ヶ村代	助郷	寶曆五年四月(明和二年三月迄)	間	村高の一部分	一七五〇	ク	ク
安永三年十二月	定助郷困窮歎願	栗太郡十二ヶ村増	助郷	無	期	限	利高の一部分	二〇八五	二〇〇〇
天明六年八月	栗太郡南笠村下笠村困窮一部休役	總助郷	村餘荷負擔	無	期	限	村	二九三	一九七〇
文化元年三月	栗太郡部田村水難困窮一部休役	總助郷	村	文化元年四月(文化八年三月迄)	間	村	六〇〇	高	一九一〇
文政五年二月	栗太郡部田村困窮一部休役(行を改める也)	江州栗太郡二ヶ村代	助郷	文政五年三月(天保三年二月迄)	間	利高の一部分	四〇〇	高	一九五〇
文政八年五月	栗太郡澁川村外四十ヶ村困窮	江州野洲郡生増	助郷	文政八年六月(弘化二年五月迄)	間	村高の一部分	七〇〇	高	二七〇〇
天保三年四月	栗太郡部田村困窮一部休役	栗太郡三ヶ村代	助郷	天保三年四月迄	間	村高の一部分	五五〇	高	ク

天保七年二月	(石部宿附助郷と)して控除	増助郷中より(控除)	天保七年二月と	六二五	二六〇八五
ク	粟太郡野村困窮一部休役	總助郷村餘荷負擔	天保七年二月迄(弘化三年一月迄)	三〇〇	ク
嘉永二年	草津宿困窮入馬夫々三十五人疋減勤	江州伊香淺井坂田愛知神崎五郡四十ヶ村	嘉永二年九月迄(元治元年八月迄)	村高の一部分六〇〇〇〇	二六〇〇〇
ク	粟太郡馬場村外九ヶ村困窮一部休役	二ヶ村	ク	村高の一部分二七〇〇	ク
嘉永二年十一月	粟太郡迫分村困窮一部休役	江州高島郡ケ村外一ヶ村	ク	村高の一部分二七	ク
ク	粟太郡日川村困窮一部休役	野洲郡一ヶ村	嘉永二年九月迄(明治二年八月迄)	村高の一部分三五五	ク
文久元年九月二十七日	和宮様御下向御用	粟太野洲蒲生高島四郡五十三ヶ村	御用	外宿助郷を勤むるものは残高にて七〇八三二	ク
文久元年九月	和宮陳御下向ニ付宿驛金失費補助其他として出	伊香淺井坂田愛知神崎五郡村數不明	加宿助郷當晦日まで	村高の一部分六〇〇〇(銀九貫三三三匁餘)	ク
文久三年八月	定助郷御倉村外三ヶ村困窮一部休役	江州粟太郡四ヶ村河州讚良郡十一ヶ村	又久三年九月迄(明治十一年八月迄)	村高の一部分一〇三七	二六〇〇〇
ク	代助郷下笠村外三ヶ村困窮全高免除	河州讚良郡十ヶ村	ク	村高の一部分七六六	ク
元治元年四月六日	御用旅行請通行差湊入馬繼立相謁	*江州九郡八十七ヶ村河州二郡十四ヶ村	元治元年四月迄(御上洛還御御用濟まで)	是迄の勤殘高の三分	ク
元治元年	粟太郡小柿村其他休役	賀高島郡下古村其他	元治元年九月迄(道の沙汰ある迄)	ク	ク

\* 茲に江州九郡とは粟太、野洲、蒲生、神崎、愛知、坂田、淺井、伊香、高島の九郡をいふ。近江國は此外に甲賀、犬上、滋賀の三郡を残すのみである。河州二郡とは讚良、茨田の二郡である。交野と共に今北河内郡をつくる。



〃	草津宿御窮人馬夫々十 七人疋半減勘	嘉永二年の加 宿助郷に同じ	元治元年九月 追ての沙汰ある迄	村高の一部分 三〇〇〇	二三〇〇〇
元治二年一月	御用旅行諸通行落湊	野洲郡赤井村 外二十九ヶ村	元治二年閏五月 守山宿へ繰替となる	村高の半高此高不明	
元治二年閏五月	右差免の代り	伊香郡宇根村 外九十九ヶ村	元治二年閏五月 勤殘高の分五厘通 り此高不明	勤殘高の分五厘通 り此高不明	二八〇〇〇
慶應元年	樂本郡上笠村外二ヶ村 内窮れ分通休役	丹州茶田船井二郡 五十一ヶ村 (内十ヶ村か)	慶應元年六月 追ての沙汰ある迄	村高の一部分 (四五二)か (内四五)か	
慶應元年五月十一日	御進發ニ付人馬多入川	丹州郡百十ヶ 村河州二郡十一ヶ 村	御用日割中	御宿(一ては助郷を 勤むるものは殘高約 八〇〇〇〇)	
慶應元年十月	丹州袖原村外一ヶ村當 分助郷免除	丹州多紀給井 二郡五ヶ村	〃	〃	
慶應二年二月十九日	御進發に付御用往来差 湊人馬多入川	河州錦部若河内 高安丹南五郡三十 ヶ村	御用中	諸引殘村高三分通り 此高不明	
慶應二年二月	(富分助郷中より) 松平容保領地	河州村々の内なる 高島郡川嶋村外六 ヶ村分郡若狭守領	富月より	二二〇	
慶應三年二月二十二日	〃	〃	富月より	三三一	
慶應三年八月十九日	草津宿人馬輻輳	但州葛城加崎七ヶ 村養父出石美合六 郡二百二三ヶ村	慶應三年八月 諸引殘高の一分五厘 通(慶應四年九月迄)	七九八〇	
慶應三年十月五日	(助郷御救助之御趣意) より免除	宿余荷助郷 富分助郷	富月限り		
明治元年二月	奥羽御親征御用	江州樂太助新田 高島河州讀良長田 丹州桑田船井計八 郡百五十七ヶ村	富分助郷御親 征限り	工州諸村は皆高勦其 他は五分勤此高不明	

明治元年閏四月	御一新に付き助郷共新規組替	江州栗太野洲河州河内高安錦部五郡附屬鄉村	當五月が來已五月ま永荒高除之殘高の四一ヶ年間(事實上分通)	約七〇〇〇	七〇〇〇〇
明治三年三月	驛法御改正	栗太郡四十ヶ村	當四月朔日、村高の諸引殘高此高追ての沙汰あるまで不明		
明治四年十二月	廢止				

備考 本表は接手せし史料によつて私の作成するところ、なほ誤謬脱漏の妙からざらんことをおそる。空欄は不明の個所推測による記入は之をさく。煩をさけ又一々出所を示さず

當初助郷村は宿驛近傍の郷村であつた。然し一般に時代を下るに隨つて助郷村は漸く遠郷遐村においてとらるゝに至り、幕末には殊にその著しきものがある。少くとも草津宿の助郷村に關してはそれが極めて顯者である。即ち前掲表にも明なるが如く、嘉永二年には栗太(栗太郡、郡を省略すること以下同じ)より北へ野州蒲生神崎愛知(犬上を越えて)坂田淺井伊香高島に及び元治元年には方向一轉、近江西兩國境の彼方、河内の國讚良茨田に延び慶應年間に至つては再轉三轉遠く丹波但馬のあたりまで擴つて行つたのである。夫故助郷が宿驛附近の郷村であつたとする見解は、單に定助郷のみについていへるものと考ふべきである。草津宿定助郷について言へば其の最も遠里のものど雖も草津宿より略一里の里程にすぎず、而して何れの助郷村よりするも道路は皆坦々たるものである。

助郷を以て驛宿に於ける人馬の不足を補助する郷村であるとすれば、夫が何故前述の如き遠郷遐村よりとられたのであるか。思ふに宿驛附近の諸村には助郷役は既にその負擔能力の最大

限度まで、否屢その限度以上に課せられており、斯くて更に何れかに對して助郷役を課するとせんか、必然に上述の如く遠邇の農村をとつて以て助郷とせざるを得なかつたのである。草津宿定助郷疲弊の一端は後節述ぶる如くであるが、彼等に對し更に夫以上の負擔を賦課するは事實全く不可能であらう。殊に幕末數次の大通行の際における助郷人馬の如き、彼の所謂當分助郷の設定を措いては、他に求むべき適當なる路は到底存しなかつたであらう。

### 三 助郷人馬の請負

近郷の農民に對しても助郷役は苦痛であつた。殊に農繁期においてはその苦痛は一入切實なるものがあつた。若し彼等にして事實そのとる耒耜を措き、はるかなる驛路に助郷役を勤めざるべからざるものとすするならば、そは彼等にとつて到底堪ふるを得ざる苦痛である。これがために遂に宿方において助郷人馬を請負ふに至りしものであるが、その助郷に對する負擔は果して如何。草津宿における助郷人馬請負の判明せるものは次に述ぶる二の場合である。

(1) 嘉永二年の加宿助郷。嘉永三年十月の「宿附助郷村々人馬勤高書上」によれば、請負代金は人足一人馬一疋に付き一ヶ年金拾三兩宛であり、毎年六月十一月の兩度に夫々金貳百拾四兩三步、金貳百參拾九兩永壹貳百五拾文を宿方に納入する。(安政四年には年々持參といふことになつてゐる。)此の人足一人馬一疋の請負代金としての金拾三兩は果して至當の金額であるか。嘉永三年の「一ヶ年分馬飼立入用書上」によれば宿馬一疋に對する年々平均の入用合計は金拾壹兩

貳歩餘である。而して云ふ、

「右馬飼立入用之儀は近年馬代金は不及申候當時米穀并馬草糠等ニ至迄追々高直ニ相成候處□人馬□稼ニ可相成荷物類往來無數候ニ付自然ニ病馬潰馬等追々出來仕候ニ付馬大豆等手當仕候得共何分行届不申當春高金を以買渡し候馬疫病死仕候儀も御座候へ共先是迄之平均積り高を以奉申上候儀ニ御座候」

既に馬一疋の飼立に對して金拾壹兩貳歩餘は經費として必要とされるのである。人足一人馬一疋の請負代金としての金拾參兩は決して不當なものではない譯である。蓋し此の額は領主役場において金額格別に相減じ以て引受くべき旨仰渡されると共に決定されしものであつた。

(□)元治元年の加宿助郷。慶應元年八月加宿助郷惣代より草津宿問屋役人中に差出せる一札によれば、人足一人馬一疋一ケ年の請負代金は金五拾五兩である。最初の一ケ年は月々持參したものであるが、慶應元年八月以降は三ヶ月毎に持參することに改めた。更に此の時には此の代金持參遲滞の場合には、遅延利息として月壹歩の割合を以て利子を支拂ふことを承諾してゐる。此の五拾五兩は單に名義的に見るならば、さきの拾參兩に比して四倍強に當るのであるが、さきの拾參兩が格別低額にとて決定されしものなること、幕末騷擾の際に於ける諸物價騰貴の著しかりし事、なほ又助郷村においては月壹歩の遅延利息の支拂をまで承諾せるを見るならば恐らくは之略その相當額などではあるまいか、之は全く私の推測である。

猶右の外草津宿において助郷人馬を請負へることがあるが、夫等に就いては今に明でない。尤

も後述の如く幕末には多數不動の村方を生じ、又助郷本來の意味も少からず變じて、單に宿驛負債の辨濟金を得んがため助郷を指定せるものもありし如くであるから、此等の助郷村については上述の如き事は初めより問題ではなかつたのである。

#### 四 助郷村の窮迫

以上草津宿助郷村の沿革とその範圍、隨つて又その助郷人馬の請負について説明を加へたるは、茲にその内部の窮狀について述べんとするのであるが、先づ一般的に之を觀察するならば、一方助郷村の愈々衰退し行くと共に他方助郷役の益々重き負擔となり來れることは、或は種々な名義の助郷の設定されたる事により、或は之と共に見たる助郷村數增加率が總勤高増加率に比しはるかに大いなることにより、容易にうかゞひうる所なるも、殊に助郷指命の理由によらんか最も明瞭に了解しうるであらう。然し乍ら常宿助郷村は前述の如く極めて廣大なる範圍に亘れるが故に、一々之が實情をのぶるは殆ど不可能の事である。夫故私は唯その定助郷についてその概略をのぶるに止む。且つ助郷村の沿革はさきに一覽表として之を掲げおきたるも一二説明の殘るものもあり、依つて定助郷についてはなほ此處に併せ説明する。

草津宿定助郷の初めて指定せられたるは、或は正徳二年といふものあるもなほ疑はし、享保十年十一月定助郷大助郷の區別廢止と共に定助郷總勤高は一萬七千九百十五石となり、從來の定助郷の負擔はかなりの輕減を見たのである(村數二十九何れも栗太郡に在り)。寶曆六年秋大風雨洪

- 1) 前掲一覽表參照
- 2) 『近江栗太郡志』卷二、五八四頁
- 3) 享保十年十一月草津宿助郷帳

水のため岡村には田畑の荒るゝもの多く出来、困憊を告ぐる事著し。仍ち九年三月に至り、その助郷高二百九十三石の中、百七十五石は六ヶ年季の休役を許され、十里、新堂の二村（共に栗太郡）之が代助郷となつた。<sup>4)</sup>然し乍ら定助郷は一般に何れも困窮、往來頻繁の節には人馬に差支へ甚しく迷惑を感じてゐたのである。斯くて定助郷一同の名を以て幕府に増助郷の附屬を歎願することゝなつたが、安永三年十月その歎願が聴かれ、二千八十五石の増助郷が仰付られ總勤高は二萬石に増加した。（村數十二、何れも栗太郡に在り）但し此の中、北山田村及びその枝郷たる木ノ川村は、由王日吉神事に際し船役を勤むるの故を以て、神事の前後三十日間は休役を許された。天明六年八月、南笠、下笠の兩村は無地高分夫々二百三十石、九十石を免除され、その免除高は總助郷村の餘荷負擔となつたが、免除の理由は兩村の困窮である。文化元年三月、部田村水難に遭遇しその助郷高千二百一石の中六百石を免除され、之亦總助郷村の餘荷負擔となつたが、<sup>5)</sup>その免除高は文政五年二月四百石に減せられ荒張（栗太郡）欲賀（野洲郡）の二村之が代助郷としてそれを負擔せしめられた。<sup>6)</sup>然し一般村方も困窮を感ずること漸く切に、追々借財も立嵩み瀆百姓も多く出来し、引いては往還御用も勤め難きに至れるため、文政八年五月、更に七千石二十ヶ年季の増助郷が加へらるゝことゝなつた。（野洲蒲生二郡二十五ヶ村）<sup>7)</sup>天保三年四月部田村再び困窮の故を以て五百五十石十ヶ年季の休役を許され、欲賀安治の二村（野洲郡）之が代助郷となり、<sup>8)</sup>天保七年二月には野村亦困窮を理由として三百石十ヶ年季の休役を許され、その免除高は總助郷村の負擔となつた。<sup>9)</sup>

4) 文政元年三月岡村休役代助郷證文  
 5) 安永三年十二月草津宿増助郷證文  
 6) 「近江太郡志」卷二、三笠村無地免除證文  
 7) 天明六年八月南笠村體  
 8) 文化元年三月部田村體



之上村々精魂を盡し往還御用ハ相勤候得共素々人少困窮之助郷」その借財は年増に募り行くのみであつた。

斯くて文政八年五月の増助郷は弘化二年五月を以て年季明となるのであるが、定助郷はその窮狀負擔の過重を愁訴して切にその繼續を願ひ、更に年明村を示して都合三萬石の永久定助郷を懇請したのであつた。然しその切なる歎願も遂に效を奏せず、其後嘉永二年、文久三年特に追分、目川・御倉・縷の四ヶ村が休役を許され夫々代助郷の指定を見たが、慶應元年には遂に上笠村外十二ヶ村何れも勤高の半を免せられ、その負擔ははるかに丹州桑田・船井のあたり五十一ヶ村（或は四十九ヶ村歟）に轉嫁せられて行つたのである。

## 五 幕府の無方策と助郷村の自衛策

一端ではあるが助郷村の窮狀は上述の如くである。然らば幕府の之に對する方策は果して如何。それは全く無方策であつたといふの外はない。

幕府は定助郷に對しては三役免除の特典を與へた。然し乍ら三役といふ、それは天領の課役である。私領に於いては何の縁もないところである。或は幕府は助郷人馬に若干の手當金（所謂賃錢）を與へた。然し乍らその額は助郷人足一日一夜の宿泊料小遣錢の半にも及ばないほどのものである。而も之は幕府の負擔に於て給與されるものではないのであつた。或は幕府は助郷役の一部又は全部の年季休役或は永久免除を許してゐる。然し乍らそれはとりも直さず或る助郷負擔の

14) 同上

15) 嘉永二年十一月追分村休役代助郷證文、目川村休役代助郷證文

16) 文久三年八月定助代助郷休役代助郷請書

17) 慶應元年六月上笠村外十二ヶ村休役當分代助郷請書



過重部分が他に轉嫁せらるゝだけの事に過ぎない。而もかゝる村方に漸次増し行くその不勤を幕府は如何ともすることを得ないのであつた。或は幕府は屢々令を發して行人の使用人馬の員數、人馬賃錢の支拂・その割増・宿驛の助郷人馬の徵發・助郷人馬への手當金の支給等について規定を設け之を嚴守せしめんとしてゐる。然し乍ら之亦漸次紊亂に及び而もその益々甚しくなりたることはやがて別稿において述ぶる如くである。また慶應三年十月には「一年季を定むることなくして追々觸置きたる加宿助郷及び當分助郷に限り當十月を以て一同之を免除す」と令してゐるが、疲弊の極に喘ぐ宿驛助郷にとつては寧ろ暴策といふの外はあるまい。

隨所既に屢々之を述べたるが如く、助郷役は農民にとつて一大苦痛であつた。而も之に對し幕府とる所の方策は全く無方策であつた。然らば此の負擔に對して農民は如何せんとしたるか、今草津宿助郷村について言へば、不勤は彼等に採用せられし唯一の消極的自衛策であつた。

幕府にむかつて困窮を愁訴し助郷役の休役又は免除を歎願することは古く且つ廣く行はれし所である。然し幕末に及んでは一片の歎願文のみを以てしては些の反響をも起しえざるに至り、或は領主の添書を請ふものあり、或は多額の費用をも厭はずして遠路江戸に至り、親しく窮乏を訴ふるものもあつたが、多くは立て難き願なりとしてその趣の聽届けられなかつた有様であつた。

斯くて助郷中には不勤なる消極的自衛策をとるものが生じてきたのである。不勤は幕末に至つて殊に著しく之がため宿驛における迷惑は實に甚しいものがあつた。慶應三年五月朔日、膳所藩が在京中の老中板倉伊賀守に對し草津宿役人をして提出せしめたる一書は、草津宿助郷村にお

る這般の消息を極めてよく示せるものである。其の長文なるをも厭はず敢て私はそれを引用するであらう。

『主膳正(膳所藩主本多康禎—黒羽)領分草津宿之儀は東海道中山道落合之驛場ニ而人馬繼立多く外宿々定助郷高ニ見發候ハ、三萬石余も無御座候半而は相當不仕候處繰ニ貳萬石ニ而相勤積年困窮仕候付去ル文政八酉年弘化二巳年迄中貳拾ヶ年之間附助郷高七千石被仰付都合貳萬七千石ニ而相勤猶右季明後嘉永二酉年元治元子年迄中拾五ヶ年之間前同様(前同様といふは誤である。前掲表參照—黒羽)附助郷被仰付置候處嘉永年間より引續臨時御用諸通行共多く人馬繼立高諸失却共年々彌増宿助郷以外及疲弊候付此上附助郷をも被仰付度旨歎願仕候得共御開屆無之利年季明之後は追而御沙汰御座候迄右七千石之半高を以(七千石といふは誤である。六千石である。前掲表參照—黒羽)當分助郷可相勤旨被仰付當節繼立多之折柄右稼減高ニ相成實以當感仕候而已ならず右差村之内未御請調印も不仕候村々有之且和宮稼御下向以來再度之御上洛並一昨年御進發等都而不容易御廉々人馬繼立莫大ニ付右御用ニ限り江州丹州河州邊ニ而年明村々ニ當分助郷被仰付置候處は又今以御請調印不差出候村方多く加之定助郷之内江州粟太郡上笠村外拾貳ヶ村年來格別困窮ニ付去々丑年より追而御沙汰御座候迄勤高五分通休役被仰付右爲代丹州桑田郡柚之原村外四十八ヶ村に當分助郷被仰付此勤高四千四百五十石余に御座候處に今壹ヶ村も相勤不申猶又近年御用旅行諸通行共羨羨候旨を以去々丑年正月より江州野洲郡赤井村外廿九ヶ村に村高之半高を以當分助郷被仰付置候處右は守山宿に御繰替ニ相成同閏五月中御差免爲右代は迄草津宿に當分助郷代助郷相勤居候江州伊香郡宇根村外九十九ヶ村には迄勤高之殘高に尙又五分五厘通を以可相勤旨被仰付候得共是迄迎も不勤之村方在之候上に重勤之儀ニ付是又干今壹ヶ村も相勤不申候付當時可相勤管之助郷高貳萬八千石余有之候右之内壹萬貳千石余不勤村々ニ付差引壹萬六千石余之分へ人馬差出相勤罷在候得共迎も被相行候儀ニ無之殊ニ物價沸騰之折柄諸賄銀格別相嵩候付而は宿助郷之人氣甚以不穩主膳正ニおいても深心相痛仕候』(以下の部分は次に引用す。)

其の初め遲參不參は曲事たるべしと堅く禁せられてゐたのであるが、今やかくまでに不參が行

はれて來たのである。「惡風」漫延、宿方の困惑は一方でない。仍ち宿方よりは幕府に對ひ、是等不勤の村方に對して「御威光を以て嚴敷御利解爲仰付被下置候」様懇願するのであつたけれども「御威光」も今は地に墜ち全く之を如何ともすることができなかつたのである。

## 六 宿驛と助郷村との負擔上の關係

もと助郷村へ割當てらるゝ人馬は、宿驛常備の人馬を遣拂ふもなほ不足するに於て、それが補充をなすものであつた。然るに宿驛がその當然立つべき人馬を缺減して、助郷村に轉嫁せらるゝことが度々あつた。私はその一般的主要原因を宿驛の疲弊に求めようと思ふ。

宿驛に對する幕府の待遇には實際薄からざるものがあつた。地子の免許、飼馬地の給與、繼飛脚問屋給米の支給、其他貸與救助の米金等は即ちそれである。それにも拘はらず宿驛は屢々常備すべき定數人馬缺減のやむなきに至つた。享保十年正月、東海道の諸驛が動もすればその人馬を缺減し之を助郷に課したるも罰せず、むしろ資金を貸與して之を補充せしめたるが如き、或は加宿助郷をして宿立人馬の一部を負擔し以て宿驛本來の義務を輕減せしめたるが如き、その共に宿驛疲弊の證たるは言ふまでもない。

右は宿驛の負擔が助郷村に轉嫁せられたる場合であるが、之とは逆に助郷村の負擔が宿驛に轉嫁せらるゝ場合が生じて來た。謂ふ所は前述の幕末における助郷村の不勤である。草津宿においては之がため餘儀なく地借の上それによつて人馬を立てたのである。助郷不勤、通行増大による

1) 「驛遞志稿」五〇、五一頁  
「同考證」二四〇乃至二四二頁

幕末草津宿疲弊の状を示すがため、茲に私は前に引用したる一書の殘部を引用しやうと思ふ。仍ちさきに引用したる部分の末尾は、多數村方不勤のまゝにあつては正路に勤むる村方の苦痛は堪へ難く、殊に物價騰貴の折柄諸賄銀は格別に嵩み、宿助郷の人氣甚だ以て不穩の形勢、藩主において深く之がため心痛する所があると言ふのであつた。更に引續いて

「平常家來共差出置種々取締爲仕候得共既ニ昨冬ニ至リ右不勤之村々滯金都合壹萬三千兩余ニ及び猶宿方借財高合貳萬五千兩余貳千百五拾俵相嵩旁以宿助郷共必至困窮ニ陥リ人馬繼立礪と差支候付精々手當方勘考仕候得共何分近年勝手向不如意之上是迄得々過分之救助貸下等致遣別而昨年は稀成不納ニ付融通向相整かたく候間不得止事去冬掛り役之もの一同出京申付遣申御奉行所右右極窮之始末申立之即今御救助筋之儀歎願爲仕候處御取上ケ無之甚當恐仕候乍去一宿存亡切迫之場合共甚差置候而は忽公邊御用途之御差支ニ可相成と奉恐入候ニ付無是非要用手當金聊之内を以暫時之間爲取渡猶又早春再願爲仕候處金子五百兩御貸下ケ被成下難存候併前願にも申上候通莫大之金員不殘當時宿助郷之借財と相成有之辻も右御貸下ケ之金高に而は取續主法も難相立勿論右不勤村々滯金差立方之儀は是迄再三其御筋に歎願仕居候得共急々貫徹仕兼最早昨冬以來手當遣候金子且御貸下ケ之金子とも日々人馬雇賃ニ此節迄ニ而不殘遣拂猶又必至ニ手詰リ忽繼立向差支候及場合候間種々手當方勘考も仕候得共最早融通向更ニ相付不申候間及潰候外無之候得共他領村々不勤故ニ領内草津驛繼立向差支候而は甚以歎ケ敷次第ニ御座候間御時節柄ニ而奉恐人候得共何卒前願極窮切迫之事情深御憐察被成下宿助郷急場相續爲御救助金子壹萬五千兩拜借被仰付被下候様此段各様迄可奉歎願旨申付候 以上

(慶應三年)

本多主膳正家來

五月朔日

結城作右衛門

是に由つて觀るに慶應二年冬草津宿においては不勤村方の滯金は合計壹萬參千兩といふ多額に及んでおり、猶此の外に宿方の借財は金貳萬五千兩餘米貳千百五拾俵といふ巨額に達してゐたの

である。その債権者は明でないが宿方が常にその督促に惱まされてゐたのである。けれども幕府が此の期に及んで一宿驛のために然かく莫大の救済金を支出しえざりし事は言ふをまたぬ。斯くしてその辨済金少くともその一部は、若しそれにして可能なりとせんか、再び又助郷村として指定せられし農村より之を得んとせし如くである。慶應三年正月二十五日草津宿より御勘定方御手元まで差出せる一書に「近來不容易御用御多端(中略)諸物價高之折柄ニ付莫大之賄料相嵩實ニ余宿ニ無並難澁ニ御座候猶其余品々入費不少義ニ付連茂當今宿立人馬數不殘減勤被仰付候共宿方相續不仕義ニ付何卒是迄宇根村外四十一ヶ村去ル子年季明後半高勤被仰付候此勤高三千石之上今般增高七千石(中略)被仰付都合壹万石加宿助郷ニ被仰付人馬數ニ不抱高百石ニ付金百兩宛年々辨金仕候様被仰付度此段御歎願奉申上候」云々と言へるを見るのであるが、慶應三年八月十九日但州において指定せられたる二百二十三ヶ村の當分助郷(之は加宿助郷である)にあつては單に一定金額の收納を目的とせるものであつて、問屋方の斷片的記録によれば勤高百石に付一ヶ月金四兩二歩を收めんとしたのであつた。けれども又此等村方の中「但州生野御支配所丹後久美濱御支配所村々之義は御受判も乍仕色々勝手ヲ申立御用相勤不申候ニ付無余義右不勤之始末生野御代官横田新之丞様久美濱御代官宮崎達治郎様御役所ね宿助郷役人共々奉歎願候得共何分從御奉行所御沙汰無之儀ニ付願之趣難取用旨被仰付何共當惑難澁仕候」といふ様で有あつた。

## 餘 言

以上私は東海道草津宿に於ける助郷の事例についてその幕末にいたるまでの狀況を述べた。然

2) 慶應二年六月河州諸村不勤に關する歎願書  
3) 慶應三年十二月但州御料不勤に關する歎願書

し乍ら助郷の制は明治の初め五ヶ年の間はなほ引續き行はれたるものであるから、私は更にその維新以後における事情についても考察しなければならぬ譯であるが、それは別稿に譲り茲には明治初年における草津助郷村の沿革について一瞥を與へ度いと思ふ。

明治元年二月奥羽親征の事あり、それがため河州讚良、茨田の二郡二十八ヶ村、丹州桑田、船井の二郡三十七ヶ村何れもその村高の五分勤、江州栗太、野洲、蒲生、高島の四郡九十二ヶ村皆高勤の當分助郷が仰付けられた。之は程なく三月廿九日海内一般助郷課役の令と共に廢せられ、且驛郷合併の繼立となり附屬郷村としては江州栗太、野洲の二郡において六十九ヶ村、河州河内、高安、錦部の三郡において九十五ヶ村の指定あり、當辰年五月より來己年五月迄中一ヶ年の間、永荒高は之を除き殘高之内四歩通を以て勤役することゝなつた。<sup>2)</sup>此高凡そ七萬石である、此仕法は明治二年四月最近十ヶ年平均正取米の石數を以て勤高と改めた以外は、そのまゝ三年二月迄持ち越されたのであるが、此の時行はれたる驛法の改革に従つて驛郷合併の繼立は廢止となり、三月に入つて助郷村として栗太郡内において四十ヶ村の指定あり、助郷勤高は御一新以來の諸引殘高に相定むべき事とした。<sup>3)</sup>而して草津宿において陸運會社の開業を見たのは明治四年十二月であり、それはやがて助郷の廢止を意味するものである。年久しく行はれ來り殊に後年その弊害に堪へざるに至つた助郷の制は實に此の陸運會社の創立によつて廢するを得たのである。陸運會社については明治政府の助郷政策を見るに際して言及するところもあるが、詳しくは之も亦他日に譲り度いと思ふのである。

1) 明治元年二月御親征御用當分助郷村名寫

2) 同年閏四月 新規助郷御印狀

3) 明治三年三月 助郷仰付達書